

期限延長された法人税 税制改正のポイント

平成 26 年度税制改正法案が、平成 26 年 3 月 20 日に成立し平成 26 年 4 月 1 日に施行されました。そのうち、法人税に関する内容で延長・廃止されたものをまとめました。

1.一部見直しによる延長

項目	適用事業年度等	対象法人	見直し内容
中小企業投資促進税制	平成29年3月31日までに取得又は製作	青色申告法人である中小企業者等	基準取得価格×30%特別償却又は7%税額控除(従来の中小企業者等の機械等の取得の内容については従来どおり、追加新設の生産性向上設備投資促進税制については前回、前々回のレポートをご確認ください。)
特定資産の買換特例の縮減・延長	平成29年3月31日までに開始する事業年度	全ての法人	・長期所有の買換特例(9号)を除き適用範囲の見直し ・長期所有の買換特例(9号)は26年12月31日が適用期限
研究開発促進税制	平成29年3月31日までに開始する事業年度	青色申告法人	増加型の措置について、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合を引き上げる仕組みに改組(税額控除割合5%⇒5%~30%)
交際費の損金不算入制度	平成28年3月31日までに開始する事業年度	全ての法人	中小法人については、年800万円に達するまでの全額損金算入可。 交際費のうち飲食のための支出(社内接待費を除く。)の50%を損金算入 ※中小法人については、現行の定額控除(800万円)との選択制
所得拡大促進税制	平成30年3月31日までに開始する事業年度	青色申告法人	(1)雇用者給与等支給増加割合の要件(改正前:5%以上)について次のとおりとします。① 平成27年4月1日前に開始する事業年度2%以上 ② 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度3%以上 ③ 平成28年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度5%以上 (2)平均給与等支給額の要件について、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算の基礎となる国内雇用者に対する給与等を、 継続雇用者に対する給与等※に見直し した上で、平均給与等額が比較平均給与等支給額を上回ること(改正前:以上であること)とします。 ※適用年度及びその前年度において給与等の支給を受けた国内雇用者に対する給与等のうち、 雇用保険法の一般被保険者に対する給与等 をいいます。

2.単純延長

項目	適用事業年度等	対象法人
使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例	期限撤廃	全ての法人
中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置	平成28年3月31日までに終了する事業年度	青色申告法人である中小企業者等(資本金1億円以下の法人。ただし、資本金5億円以上の法人の100%子法人を除く)
中小企業者等の少額償却資産の取得価額の損金算入の特例	平成28年3月31日までに取得した資産	青色申告法人である中小企業者等(資本金1億円以下の法人。ただし、資本金1億円越の法人の50%以上等保有されている法人を除く)